

## 村山市農業委員会総会会議録（第12回）

1. 期日 令和7年12月12日（金）午後5時00分～

2. 会場 第1会議室（市役所2階）

3. 農業委員の出席者・欠席者名簿及び推進委員の出席者名簿

（1）農業委員の出席者名簿（17名）

1番	石川 賢也	10番	板垣 厚志
2番	結城 正志	11番	海老名正度
3番	阿部 憲一	12番	奥山 金弥
—	—	13番	高谷 太
5番	門脇 忠教	14番	高橋 昭
6番	下山 勝宏	15番	齋藤 伊美子
7番	川田 雅紀	16番	石山 公己
8番	原田 浩明	17番	笹原 泉
9番	太田 一男	18番	青柳 篤

（2）農業委員の欠席者名簿（1名）

4番	佐藤 善洋	—	—
—	—	—	—

（3）農地利用最適化推進委員の出席者名簿（0名）

楯 岡	—	大 倉	—
西 郷	—	大久保	—
富 本	—	戸 沢	—
袖 崎	—	大高根	—

4. 会議日程及び会議に付した案件

議第51号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第52号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（意見聴取）

議第53号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（許可処分）

議第54号 村山市農用地利用集積等促進計画について

5. 報 告

報第29号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第30号 非農地証明願について

6. 会議案件説明のため出席した者の職氏名

事務局長 中里 恭一

局長補佐兼事業推進係長 高宮 和弘

農地農政係長 猪藤 潤

7. 会議の書記

農地農政係長 猪藤 潤

会 議

(1) 開会 午後5時00分

(2) 開会のあいさつ

議長(青柳 篤)

今年は高温渇水や有害鳥獣の被害により、農業者にとっては難儀をした年でした。来年はこのようなことがないように祈るばかりです。雪が降ってくる季節になりましたが、今シーズンは大雪が予想されるとのことですので、ケガに十分気を付けて作業に当たっていただきたいと思いません。

それでは、第12回総会を始めます。

(3) 議事録署名委員の選出について

議長(青柳 篤)

議事録署名委員を議長より指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので指名させていただきます。

7番 川田 雅紀 委員、8番 原田 浩明 委員

それでは、議事に入ります。

(4) 議事

議長(青柳 篤)

議第51号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

今月の農地法3条の許可申請は82番から6ページの93番までの12件で、所有権の移転が11件、賃貸借権の設定が1件です。地目・面積は田が14,386㎡、畑が8,001㎡です。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書及び農地法第3条第2項の調査書に基づき、申請番号82番から93番の案件について、申請土地に係る所有権の移転を詳細に説明した。なお、現地調査(12月2日)を行った結果、農地法第3条第2項調査書のとおり、許可要件を満たしている旨を説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、委員案件を除く 82 番から 93 番までの 12 件は原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

異議なしと認め、議第 51 号の 82 番から 93 番までの 12 件は原案のとおり可決決定しました。

続きまして、議第 52 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について(意見聴取)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

今月の農地法 5 条の許可申請は 39 番と 40 番の 2 件です。地目、面積は畑で 764 m<sup>2</sup>です。詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

(説明内容)

申請番号 39 番は、譲受人が「一般住宅」を建築するため、所有権を移転するものです。現在尾花沢市に住んでいる譲受人が、生活するのに適切な場所として申請地を購入したいとのことです。

農地区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域「第 2 種住居地域」が定められていることから「第 3 種農地」に該当しており、立地基準を満たしております。

一般基準の資力につきましては、金融機関の融資見込証明で確認しております。

申請番号 40 番は、譲受人が「一般住宅」を建築するため、所有権を移転するものです。現在賃貸アパートに住んでいる譲受人が、親類所有の申請地を購入できることになり、一戸建てを建築したいとのことです。

農地区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域「第 2 種中高層住居専用地域」が定められていることから「第 3 種農地」に該当しており、立地基準を満たしております。

一般基準の資力につきましては、金融機関の融資見込証明及び預金通帳の写しで確認しております。

これらの案件につきまして、12 月 2 日に申請者立ち合いのもとで現地調査を行った結果、排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、39番と40番の2件について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

異議なしと認め議第52号は原案のとおり決しました。

続きまして、議第53号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について(許可処分)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

先ほどの転用議案の意見聴取を受けて、許可権者として許可処分するものです。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明を行った。

この案件は、12月2日に申請者立ち合いのもと現地調査を行った結果、いずれも排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、39番と40番の2件について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第53号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第54号「村山市農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

この度の促進計画は、大倉地区基盤整備事業に係る約27.3haの新規契約を締結するものです

詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(高宮補佐)

議案書に基づき、229番から332番までの利用権設定の再設定について農用地利用集積等促進計画総括表・利用権設定各筆集計表を基に、計画の土地、申請人の状況、計画概要について詳細に説明。

議長(青柳 篤)

これより審議に入りますが議事案件の中に委員案件が3件ありますので、初めに委員案件を除く229番、232番から330番、332番の101件について審議します。ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：委員案件を除いた229番、232番から330番、332番の101件について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

異議なし

議長(青柳 篤)

異議なしと認め、議第54号の委員案件を除いた101件は原案の通り決しました。

続いて230番、231番、331番の委員案件3件について審議します。

10番委員はご退席願います。ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(青柳篤)

採決します。230番、231番、331番の委員案件3件について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

異議なし

議長(青柳 篤)

異議なしと認め、議第54号、委員案件3件について原案の通り決しました。

10番委員はご着席ください。

続きまして、5の報告に入ります。

(5) 報告

議長(青柳 篤)

続いて報告事項の、報第 29 号から報第 30 号までの 2 件について事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

報告事項、報第 29 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」、報第 30 号「非農地証明願について」、本文を朗読し説明した。

(説明内容)

報第 29 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」は賃貸借の合意解約の通知がありましたので報告します。申請番号 154 番から 199 番までの 46 件です。地目と面積は全て田で 126,093.37 m<sup>2</sup>です。

解約理由は、154 番、155 番、192 番から 197 番までの 8 件、1,679.37 m<sup>2</sup>は市道整備に伴う収用事業によるもの、160 番から 189 番までの 30 件、89,076 m<sup>2</sup>は大倉地区基盤整備に伴う集積等促進計画により中間管理機構へ移行するもの、その他借人の都合によるものです。なお、集積の助成金、離農補償の返還ありません。

続いて、報第 30 号「非農地証明願について」です。申請番号 17 番から 19 番までの 3 件です。

17 番、大字櫛山字尾白狐 617-2、地目と面積は畑、292 m<sup>2</sup>です。20 年以上前から耕作不便により耕作されず原野化し農地性が失われたものです。

18 番、大字山の内字みずのけ 183-1、地目と面積は畑、99 m<sup>2</sup>です。お寺の境内地に隣接する農地ですが、20 年以上前から労力不足により耕作されず原野化し農地性が失われたものです。

19 番、大字田沢字大木沢 1767-9、地目面積は畑、42 m<sup>2</sup>です。平成 9 年頃から耕作用の公衆用道路として利用されており農地性が失われたものです。

12 月 2 日に現地調査し隣接する農地への影響がないこと等申請人立会のもと確認しております。

説明は以上です。

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので、以上で報告事項を終わります。

(6) 閉会

以上をもちまして、議事の議案第 51 号から第 54 号までの 4 件、報告の報第 29 号から第 30 号の 2 件について、終了します。

終了 午後 5 時 30 分